

6 共催・後援

(1) 共催・後援とは

共催は、それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う形態です。事業の実施責任や成果は構成するそれぞれの主体が共有します。

後援は、NPOが行う事業で、行政にとってもその実施が行政の目的と合致する場合、「新潟県」、「〇〇市町村」など行政の後援名義の使用を認めて、事業を支援する形態です。

(2) メリット

- NPOと行政が持つ専門的な知識や技術を活かすことができます。
- NPOと行政のそれぞれが持つネットワークを相互に活用できます。
- 行政が後援することで、NPOの行う事業の社会的信用が増し、より事業の成果があがることが期待されます。

(3) 現状と課題

- 共催については、行政主導で事業を実施する場合も多く、NPOの専門性やネットワークが活かされないケースも見受けられます。
- NPOから行政に対する共催や後援を申請する場合、申請先についてそれぞれの団体が自ら判断し、または担当部署と思われるところに事前に相談をして、事業の趣旨に合致した部局に提出していますが、申請する側からは、担当部署が分かりづらいとか、申請手続きや基準が分からない、申請内容がどのような基準に基づき判断されるのか不透明などの指摘がされることもあります。

(4) 留意点

共通事項

- 共催の場合は、事業の企画段階から協働し、事業目的と情報の共有化を図っておくことが必要です。
- 共催する場合、相互の役割分担、経費分担などをあらかじめ取り決めておくことが必要です。
- 行政が共催や後援する場合は、NPOと他の団体とで手続き上の取り扱いが異なることは原則としてありません。

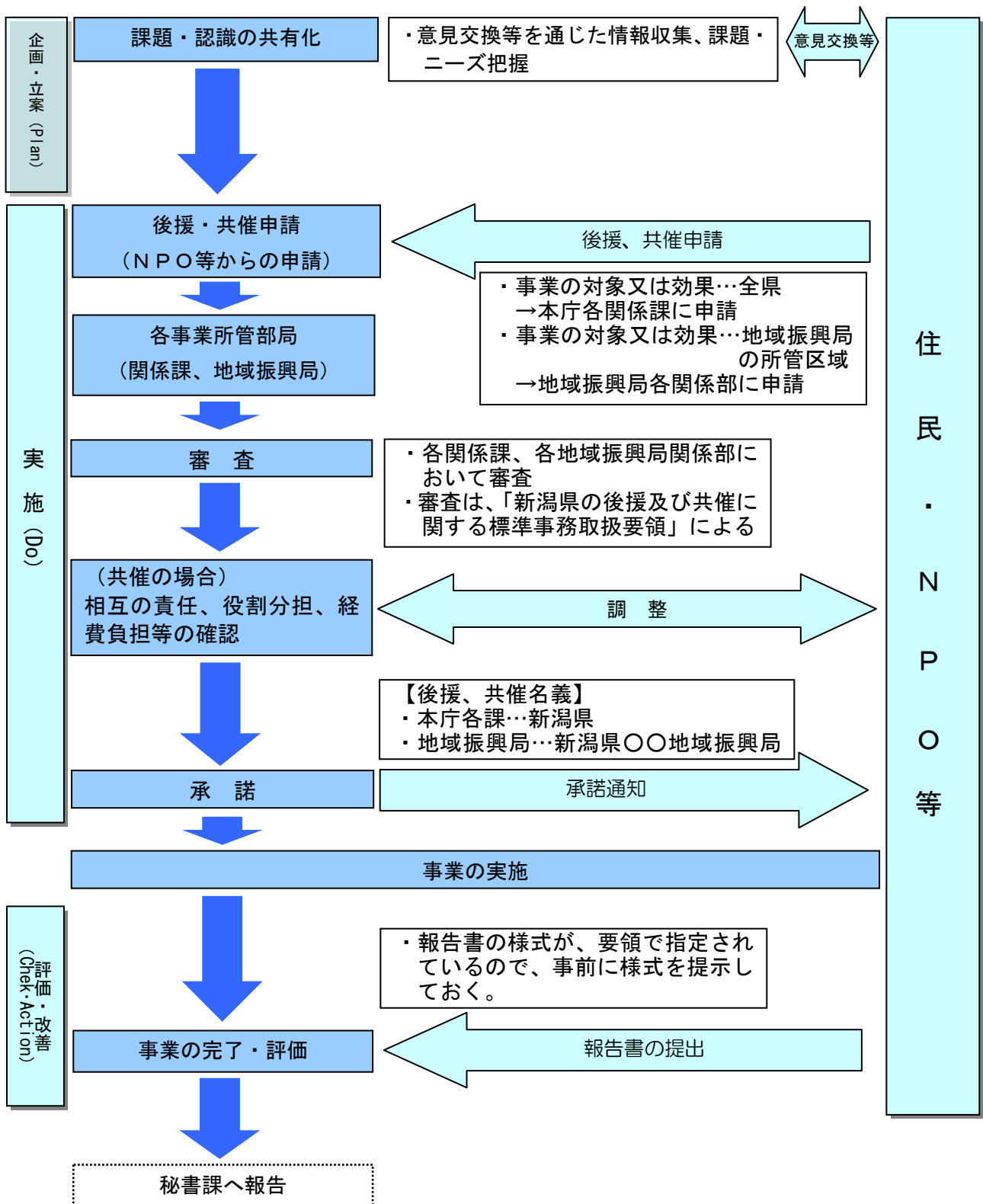
行政が留意する事項

- 行政が共催や後援する場合に基準が定められていることを申請するNPO側にも理解してもらう必要があります。
- NPOとの協働においては、事業実施の過程において当初予定していたものと事業規模や内容が変化していくことがあります。本来の目的を逸脱しないように注意するとともに、前向きの変化については極力柔軟に対応する姿勢が求められます。

NPOが留意する事項

- NPO側の申請により行政が共催や後援する場合、すべて承諾が得られるわけではなく、その事業が行政施策上、共催又は後援する必要あると認められる場合であることを理解しておく必要があります。
- 共催や後援の承諾を受けた事業の主催者は、事業終了後、事業報告を求められるなど、事業を実施したことによる一定の責任があることを認識しておく必要があります。

(5) 事業実施フロー（NPO等からの申請により、行政が共催や後援する場合）



<NPOが企画したイベントに対し、行政が共催した事例>

【地域復興交流会議（平成19年から毎年開催）】

- 主催：中越復興市民会議ほか 共催：新潟県ほか 後援：日本災害復興学会ほか
- 平成16年に発生した中越大震災で被災した各地域に生まれた復興への動きを地域住民、関係機関が一体となって促進し、大きな流れとして地域内外に広めるとともに、各地域での活動をネットワーク化し、支え合い、競争しあうことで活動の活性化を図るため、復興支援団体や復興に取り組む地域住民が一同に会することにより情報交換やネットワークづくりを行う場として、復興支援に取り組む中越復興市民会議を中心に県など関係機関が共催する形で始められました。

この取り組みは、復興後の地域づくりに向けた住民主体の活動を支援するという共通目的のため復興支援に取り組む中越復興市民会議の呼び掛けにより県ほか支援に取り組む関係団体が協働したもので、NPOと行政のノウハウと双方のメリットを生かした取り組みです。

<NPOが主催したイベントに対し、行政が後援した事例>

【NPO全国フォーラム2005北陸信越会議（平成16年）】

- 主催：NPO全国フォーラム2005北陸信越会議実行委員会 共催：上越市
後援：新潟県ほか
- これまで、大都市で開催されていたNPO全国フォーラムを、「地域におけるNPOの役割や影響を体感してもらえるようなフォーラムを開催したい」ということで、上越市をはじめとする北陸地区のNPOが中心となって実行委員会をつくり、上越市で開催したものです。

この会議の開催にあたり、北陸地区の各県も後援するとともに新潟県は後援としてだけでなく、大会の運営にも関わるなど協働を実践する機会となりました。

また、後援の事例としては、新潟NPO協会が事務局を担当する「新潟県企業・勤労者ボランティア推進協議会（通称「にいがたCボラねっと」）では、民間の協議会が行う継続性をもった事業そのものに県が「後援」するという、珍しい事例もあります。